

第2期

羅臼町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

羅 臼 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制.....	4
第2章 町子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 人口・世帯等の現状	7
2. 結婚・就業の状況.....	11
3. 子育て環境の状況.....	13
4. 羅臼町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果	20
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	27
2. 基本的視点.....	28
3. 各施策の展開.....	29
第4章 子ども・子育て支援施策	37
1. 子ども・子育てサービスの全体像	39
2. 「量の見込み」の算出について.....	40
3. 教育・保育提供区域の設定.....	41
4. 人口推計結果.....	41
5. 教育・保育事業の「量の見込み」	42
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	43
第5章 計画の推進	51
1. 計画の推進体制.....	53
2. 計画推進にあたっての役割.....	54
資料編	55
羅臼町子ども・子育て会議設置要綱.....	57
羅臼町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿	58

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

少子化の進行や出生率の長期的な低下が進み、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体で子どもの健やかな成長や子育てを支援するための新たな仕組みを構築し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援充実を推進するための「子ども・子育て関連3法」が平成24年に成立しました。

これら3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、市町村を実施主体として、地域の様々な子ども・子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけ、計画的に子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡大、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が更に求められています。

本町においては、現行の「羅臼町子ども・子育て支援事業計画」が今年度でその計画期間を終了することを受け、これまでの取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策を包含した計画とします。

現在の保育ニーズ等に対応した実効的な事業計画とするため、関連する個別計画と整合・連携を図りながら、本町における「子ども・子育て支援事業計画」における施策を推進して参ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」に定める5年間とし、令和2年度から令和6年度とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

4. 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第77条に規定する羅臼町子ども・子育て会議を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査などにより子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。(20ページ参照)

(2) 羅臼町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「羅臼町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるように努めました。

第 2 章

町の子ども・子育てを取り巻く現状

第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯等の現状

(1) 人口の推移

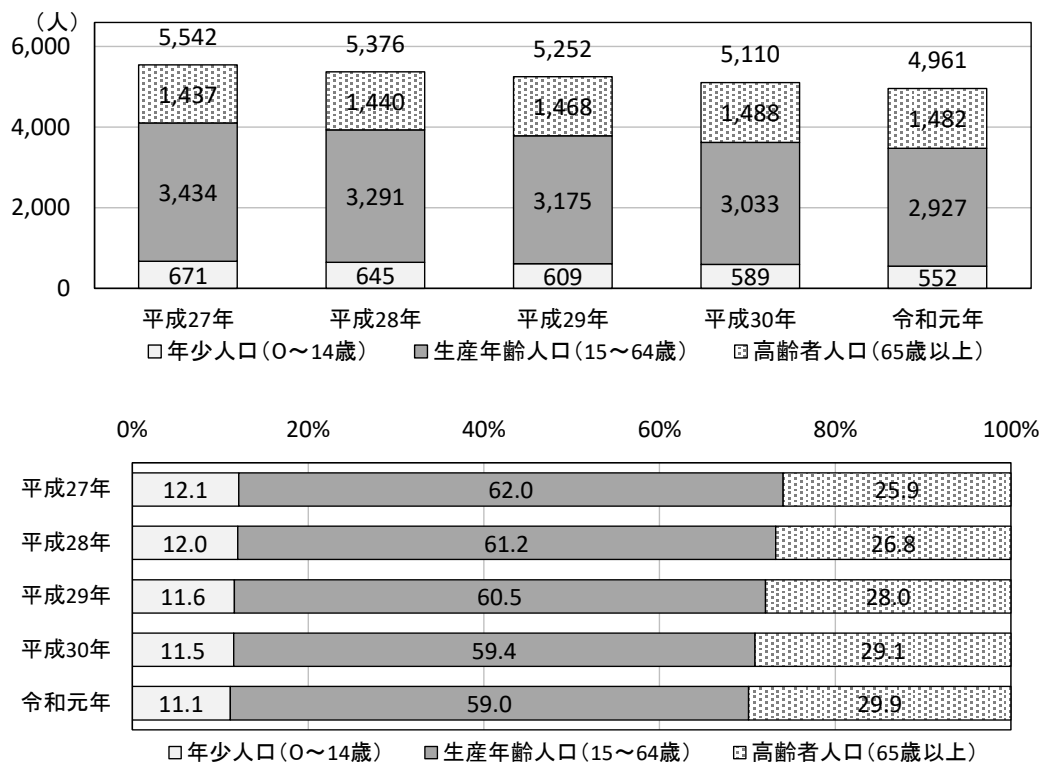
本町の人口は、平成27年以降は減少傾向で推移しており、令和元年は4,961人で平成27年から581人（10.5%）減少しています。

年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）の割合は微減、高齢者人口（65歳以上）は増加で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
年少人口	(人)	671	645	609	589	552
生産年齢人口		3,434	3,291	3,175	3,033	2,927
高齢者人口		1,437	1,440	1,468	1,488	1,482
総人口		5,542	5,376	5,252	5,110	4,961
年少人口	(%)	12.1	12.0	11.6	11.5	11.1
生産年齢人口		62.0	61.2	60.5	59.4	59.0
高齢者人口		25.9	26.8	28.0	29.1	29.9

出典：住民基本台帳（各年4月1日）



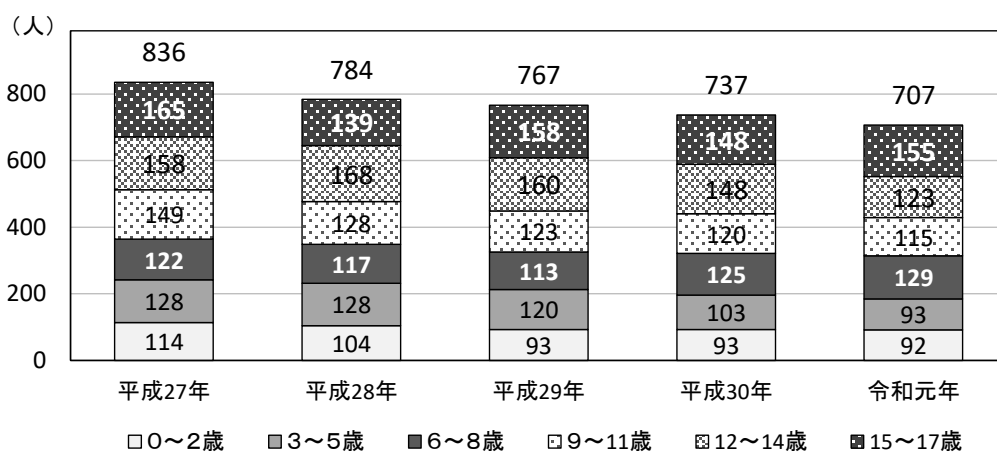
(2) 子どもの人口の推移

18歳未満人口の推移をみると、減少が著しく、令和元年は707人で平成27年から129人（15.4%）減少しています。特に、3～5歳は減少幅が大きく、35人（27.3%）減少しています。

■子どもの人口の推移

区 分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
0～2歳	(人)	114	104	93	93	92
3～5歳		128	128	120	103	93
低学年（6～8歳）		122	117	113	125	129
高学年（9～11歳）		149	128	123	120	115
中学生（12～14歳）		158	168	160	148	123
高校生（15～17歳）		165	139	158	148	155
18歳未満人口合計		836	784	767	737	707

出典：住民基本台帳（各年4月1日）



(3) 出生数・出生率の推移

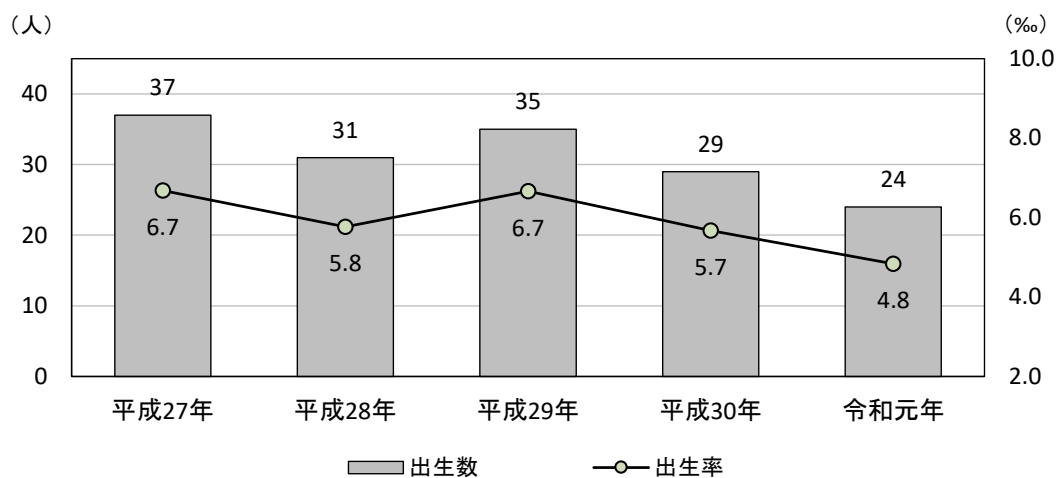
住民基本台帳で出生数の推移をみると、平成27年は37人（6.7‰）でしたが、その後は出生数・出生率とも減少傾向で推移しており、令和元年は24人（4.8‰）の実績となりました。

■子どもの人口の推移

	人 口	出生数			出生率
		総数	男	女	
平成27年	5,542	37	23	14	6.7
平成28年	5,376	31	16	15	5.8
平成29年	5,252	35	16	19	6.7
平成30年	5,110	29	16	13	5.7
令和元年	4,961	24	11	13	4.8

出典：住民基本台帳（各年4月1日）

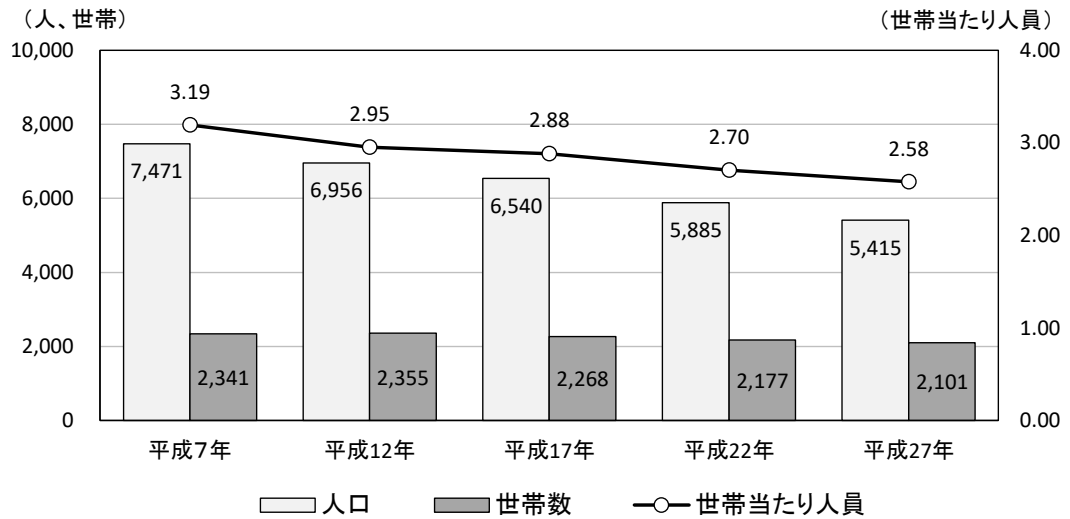
※出生率は、その年の出生数を人口で除し、千を乗じた数
‰（パーミル）＝1000分の1を1とする単位



(4) 世帯数の推移

国勢調査による世帯数をみると、総人口と同様に平成7年から減少傾向で推移しています。1世帯当たり人員は平成7年が3.19人でしたが、平成27年には2.58人となっており、本町においても核家族化の進展がみられます。

■世帯数の推移



出典：国勢調査

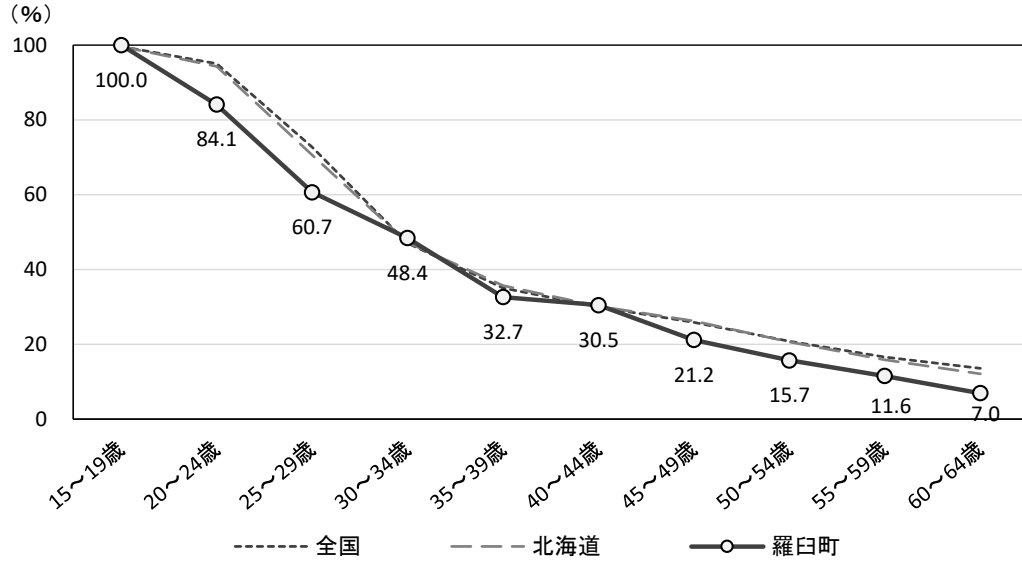


2. 結婚・就業の状況

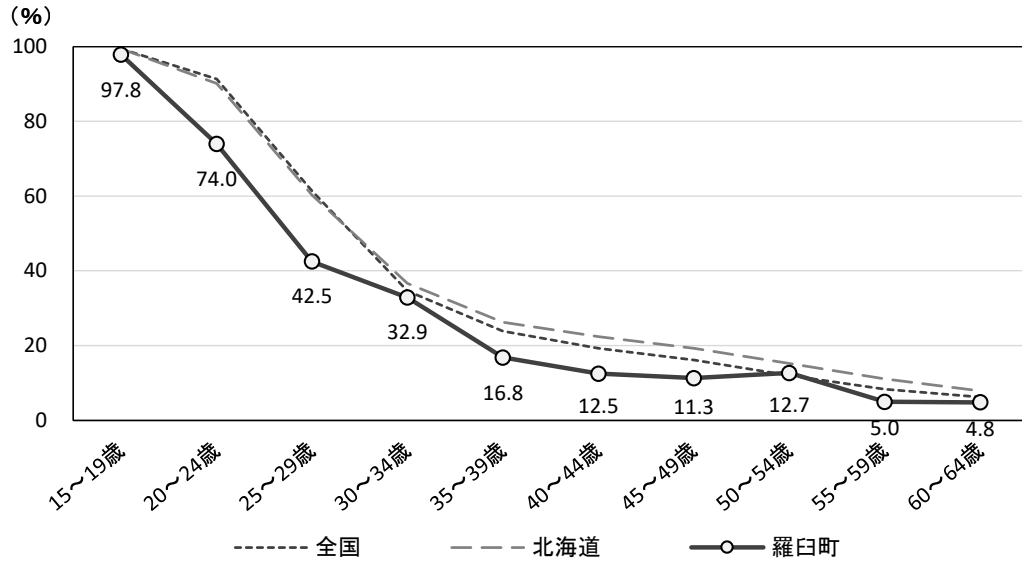
(1) 未婚率の推移

本町の未婚率を男女別に全国・北海道と比べてみると、男女ともに20～29歳では全国・北海道を大きく下回っており、それ以降においても概ね全国・北海道を下回っている状況となっています。

■男性の年齢階層別未婚率



■女性の年齢階層別未婚率



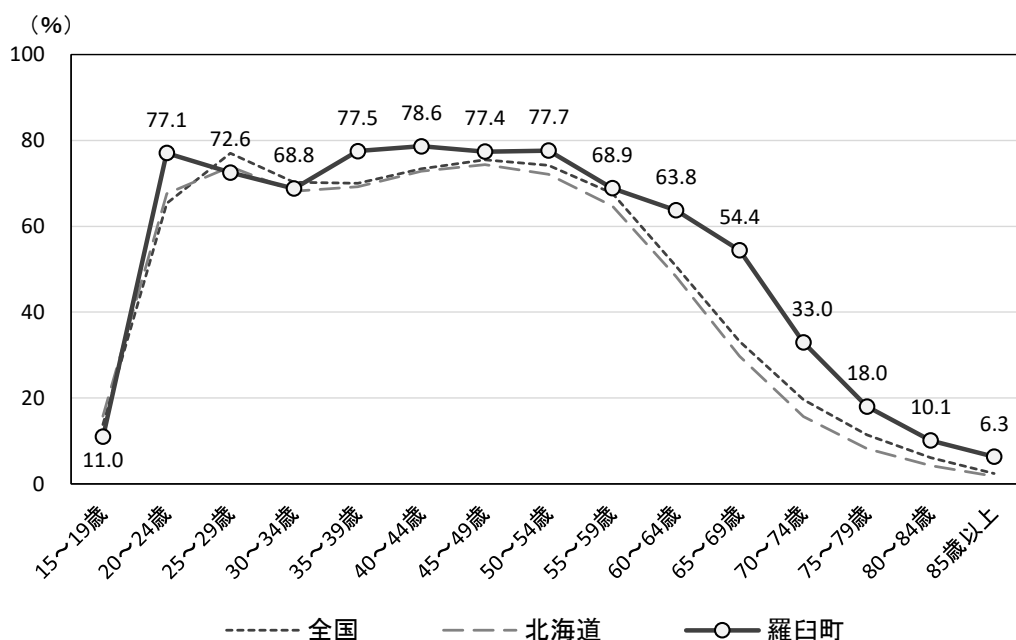
(2) 女性の年齢別就業率

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率がいったん低下する、いわゆるM字カーブを描くことが多いと言われています。

全国・北海道のM字カーブでは就業率の片方のピークが25～29歳で、いったん減少し、35～39歳以降に再度上昇していますが、本町でも同様に、30～34歳でいったん低下するM字カーブが顕著にみられます。

また、本町の実業率は非常に高く、各年齢とも概ね全国・北海道を上回る状況となっています。

■女性の年齢別就業率



3. 子育て環境の状況

(1) 幼稚園・小学校・中学校の状況

① 幼稚園の状況

本町には、町立幼稚園が2か所あり、令和元年度の入園児童は92人と毎年減少傾向となっています。

【幼稚園の概要（令和元年5月1日現在）】

名称	所在地	定員 (人)	入園児童 数(人)	入園率 (%)	教職員数 (名)
羅臼町立羅臼幼稚園	緑町 301 番地	105	54	51.4	9
羅臼町立春松幼稚園	八木浜町 407 番地	105	39	37.1	8

出典 羅臼町町勢要覧

【幼稚園の入園児童数の推移】

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元度
幼稚園数		2	2	2	2	2
入園 児童 数	3歳児	53	37	34	29	28
	4歳児	40	50	39	35	32
	5歳児	34	41	51	42	32
	合計	127	128	124	106	92
教職員数		18	18	18	18	17

出典 学校基本調査



② 小学校・中学校の状況

本町には小学校2校・中学校は平成30年度より1となり、令和元年度の小学校児童数は234人、中学校生徒数は114人となっています。

【小学校・中学校の概要（令和元年5月1日現在）】

名 称	所 在 地	児童生徒数（人）	教職員数（名）
羅臼町立羅臼小学校	本町 41 番地	143	35
羅臼町立春松小学校	八木浜町 190 番地	100	
知床未来中学校	栄町 104 番地	121	16

出典 学校基本調査

【小学校・中学校の児童・生徒数の推移】

《小学校》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校数		2	2	2	2	2
児 童 数	1年生	39	30	43	45	38
	2年生	42	38	31	43	45
	3年生	37	42	38	30	40
	4年生	35	35	42	38	31
	5年生	50	38	36	41	38
	6年生	54	50	36	35	42
	合 計	257	233	226	232	234
教職員数		28	30	29	28	35

《中学校》

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中学校数		2	2	2	1	1
生 徒 数	1年生	48	55	49	35	34
	2年生	56	48	54	48	32
	3年生	46	56	48	54	48
	合 計	150	159	151	137	114
教職員数		28	28	29	19	16

出典 学校基本調査（各年度5月1日現在）

(2) 子ども・子育てに関する状況

① 子ども・子育てに関する事業

本町では、子ども・子育てに関する事業として、下記のような事業を実施しています。

【事業の概要（令和元年4月現在）】

事業名	事業内容
羅臼町子育て支援センター 「ありんこ」	子育て中のお母さんや保護者の方々が、幼稚園入園前のお子さんと一緒に利用できます。 保育士が常勤、状況に応じて育児経験のあるボランティアさんがいることもあるので、育児支援や子育て相談もできます
羅臼町子ども発達支援センター 「ありんこ」	発達や成長に心配のあるお子さんへ個別を中心とした療育支援を行っています。 お子さんにあった療育や小集団による遊びを通じて適応訓練を行い発達援助や自立援助の場として利用できます。

出典 保健福祉課

【事業の利用状況の推移】

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
羅臼町子育て支援センター「ありんこ」	実施日数	225	231	231	237
	参加者数	2,290	2,225	1,779	2,369
羅臼町子ども発達支援センター「ありんこ」	実施日数	206	214	200	198
	参加者数	418	522	535	561

出典 保健福祉課（各年度3月末）

② 母子保健事業の状況

本町では、母子保健事業として下記のような各種事業を実施しています。

【母子保健事業の概要 令和元年4月1日現在】

事業名	事業内容
①妊産婦等個別支援	母子健康手帳の交付や健康診査の受診票の発行など相談に応じ、疑問や不安を解消し、出産の準備を行うことができます。
②乳児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談により児の発達状況や健康状態が確認できます。
③乳児健康相談	保健師による身体測定や発達状況のチェック、栄養士、歯科衛生士による相談、養育者が育児に対する助言や指導を受けられる。
④乳幼児発達健康診査	乳児健康診査等で一次健診を実施し対象者が出た場合は保健師が付き添い受診。運動発達の遅れがある児の早期発見ができます。
⑤1歳児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談。運動機能、言語発達、視聴覚及び健康状態を確認できます。
⑥1歳6か月児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談。運動機能、言語発達、視聴覚及び健康状態を確認できます。
⑦2歳児健康相談	身体測定、歯科指導、個別相談。養育者が発達状況を確認できます。
⑧3歳児健康診査	小児科医師、歯科医師による診察。児の身体面及び精神面、視聴覚の発達状態を確認できます。
⑨小児への個別支援	各家庭に訪問し、児の身体測定や健康状態の確認、育児相談や小児に関する相談を行います。

出典 保健福祉介護事業計画書

【母子保健事業の利用状況の推移】

事業名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①妊産婦等個別支援	相談件数	97	195	165	148
②乳児健康診査	対象者	50	65	52	64
	受診数	50	64	51	64
	受診率	100.0	98.5	98.1	100.0
③乳児健康相談	対象者	36	30	35	29
	受診数	33	24	27	26
	受診率	91.7	80.0	77.1	89.7
④乳幼児発達健康診査	対象者	35	31	35	30
	受診数	34	31	35	30
	受診率	97.1	100.0	100.0	100.0
⑤1歳児健康診査	対象者	/	/	31	37
	受診者			30	36
	受診率			96.8	97.3
⑥1歳6か月児健康診査	対象者	39	30	33	37
	受診数	36	30	33	36
	受診率	92.3	100.0	100.0	97.3
⑦2歳児健康相談	対象者	39	36	30	38
	受診数	35	35	27	35
	受診率	89.7	97.3	90.0	92.1
⑧3歳児健康診査	対象者	44	36	32	26
	受診数	42	36	31	26
	受診率	95.5	100.0	96.9	100.0
⑨小児への個別支援	実施数	284	347	249	264

出典 保健福祉介護事業計画書

③ 各種手当の状況

本町では、下記のような各種事業を実施しています。

【各種手当の概要】

手当の種類	事業内容
①児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的とし、養育者に現金給付される手当。中学校修了前の児童を養育する者が対象です。
②児童扶養手当	父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために所得に応じて手当が支給されます。
③特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。

出典 保健福祉課

【各種手当の利用状況の推移】

手当名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①児童手当	受給者数	349	355	337	325
②児童扶養手当	受給者数	58	59	60	65
③特別児童扶養手当	受給者数	18	7	7	7

出典 保健福祉課

④ 各種助成の状況

本町では、下記のような各種助成を実施しています。

【各種助成の概要】

助成の種類	内 容
①乳幼児等医療費	就学前の乳幼児、及び小学1年生から小学6年生までの児童が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。
②ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の児童と、扶養する母又は父が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。
③重度心身障害者等医療費	重度心身障害者の方が、病院等で診療を受けた時の保険診療に係る医療費の一部を助成します。

出典 保健福祉課

【各種助成の利用状況の推移】

手当名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①乳幼児等医療費	助成件数	2,387	2,373	1,989	1,825
②ひとり親家庭等医療費	助成件数	650	750	693	562
③重度心身障害者等医療費	助成件数	1,336	1,307	1,300	1,373

出典 保健福祉課



4. 羅臼町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果

(1) 調査の概要

本調査は、子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定するために、必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

調査対象	令和元年6月1日現在 羅臼町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員 ○就学前児童の保護者：151人 ○小学生の保護者：181人
調査期間	令和元年6月
調査方法	○保育園、幼稚園、小学校による配布・回収 ○保育園、幼稚園を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配布・回収

(2) 調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	151	104	1	103	68.2
小学生の 保護者向け	181	127	0	127	70.2
合計	332	231	1	230	69.3

(3) 集計結果の表し方

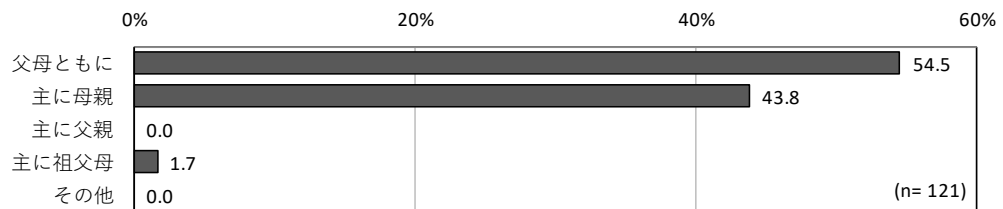
- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図の数字に関しては、すべて小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答の設問では、すべての比率の合計が100%を超えることがあります。
- クロス集計（男女別の集計など）の表については、分析軸の項目の後に（n）として、各項目の回答者数を表記しています。
- クロス集計の分析軸となる項目に「無回答」がある場合は表示していません。よって、「全体」の数値と各項目の和が一致しない場合があります。

(4) ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

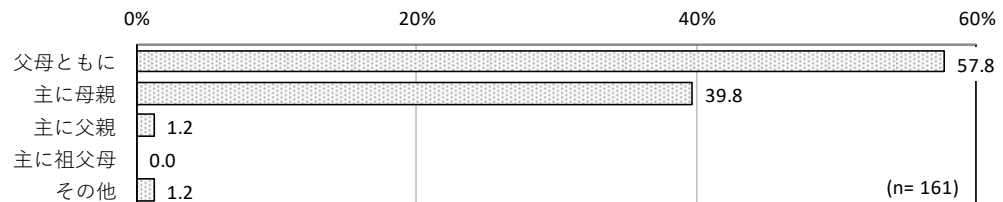
① 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が54.5%で最も多く、次いで「主に母親」が43.8%が続いています。また、小学生の保護者でも「父母ともに」が57.8%で最も多く、次いで「主に母親」が39.8%が続いています。

《就学前児童の保護者》



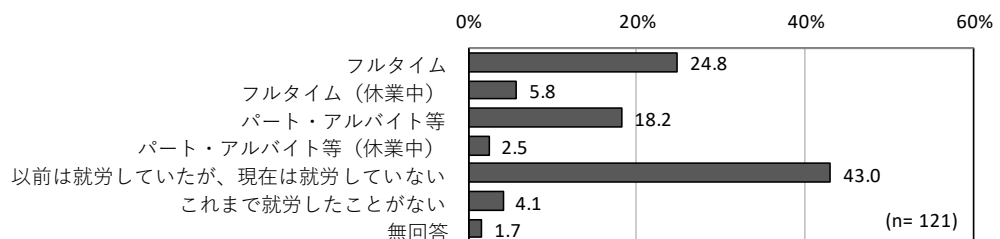
《小学生の保護者》



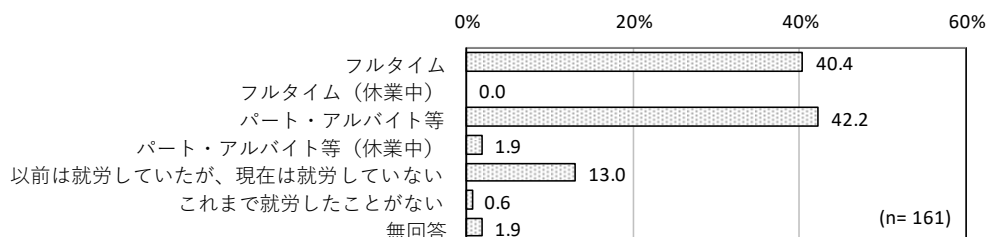
② 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が43.0%で最も多く、次いで「フルタイム」が24.8%が続いています。また、小学生の母親では「パート・アルバイト等」が42.2%で最も多く、次いで「フルタイム」が40.4%が続いています。

《就学前児童の母親》



《小学生の母親》

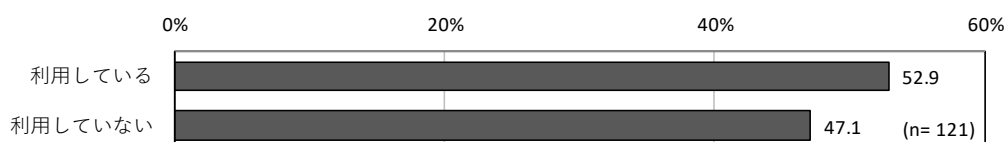


③ 定期的な教育・保育事業の利用状況等（就学前児童）

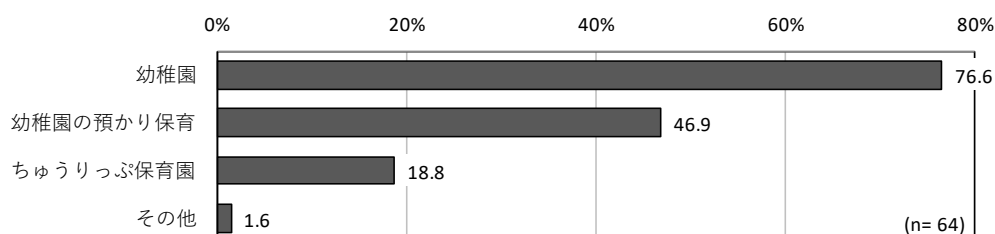
定期的に教育・保育事業を「利用している」人は52.9%、「利用していない」人は47.1%となっています。

利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が76.6%で突出して多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が46.9%が続いています。

《教育・保育事業の利用状況》



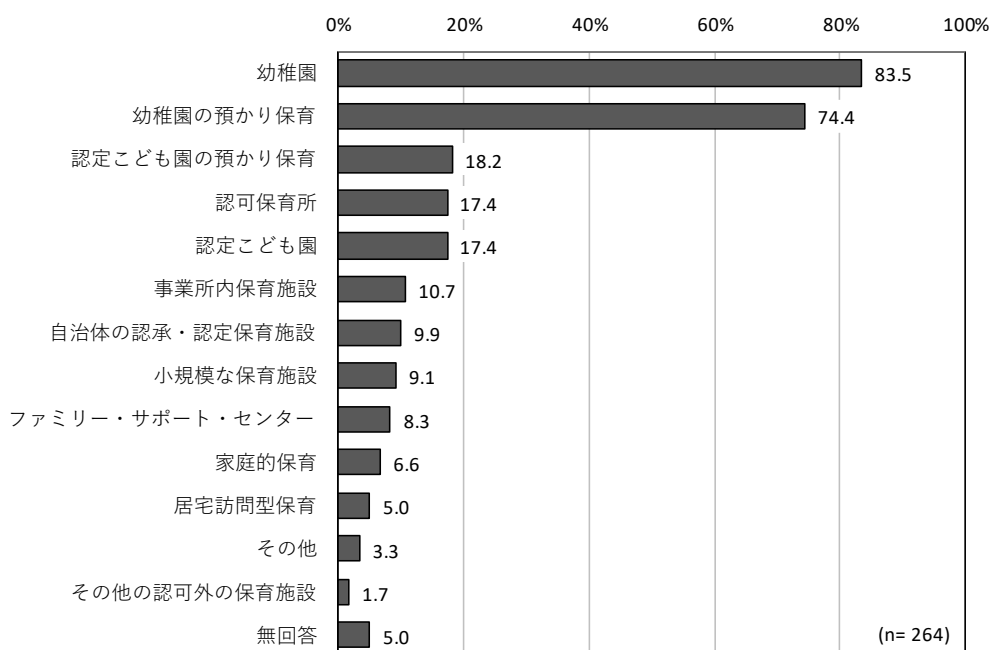
《利用している教育・保育事業》



④ 教育・保育事業の今後の利用意向（就学前児童）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」（83.5%）・「幼稚園の預かり保育」（74.4%）が突出して多く、上位2項目に回答が集中しています。

《今後利用したい教育・保育事業》

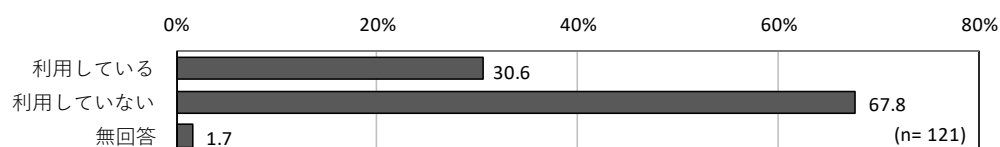


⑤ 子育て支援センター等の利用状況等（就学前児童）

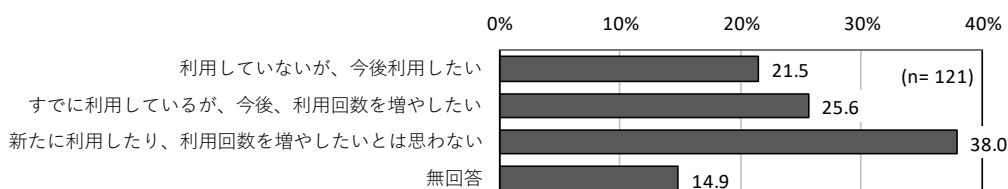
羅臼町子育て支援センター（ありんこ）を「利用している」人は30.6%となっています。

今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」が21.5%、「すでに利用しているが、今後、利用回数を増やしたい」は25.6%となっています。

《現在の利用状況》



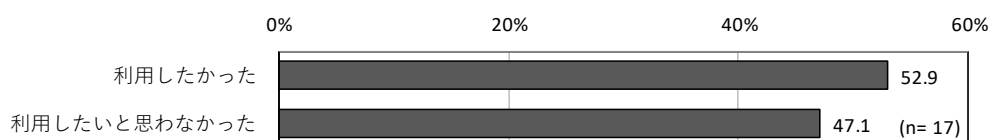
《今後の利用意向》



⑥ 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育事業の利用者）

教育・保育事業の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した方に病児・病後児保育の利用意向をお聞きしたところ、「利用したかった」と回答した人は52.9%となっています。

《利用希望》

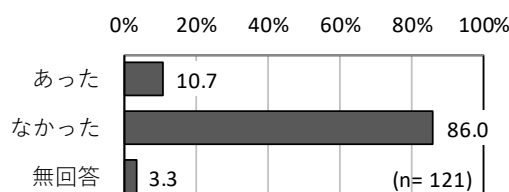


⑦ 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

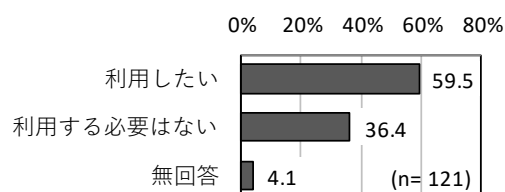
私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は10.7%です。

今後の利用意向については、「利用したい」人は59.5%、「利用する必要はない」人は36.4%となっています。

《現在の利用状況》



《今後の利用意向》

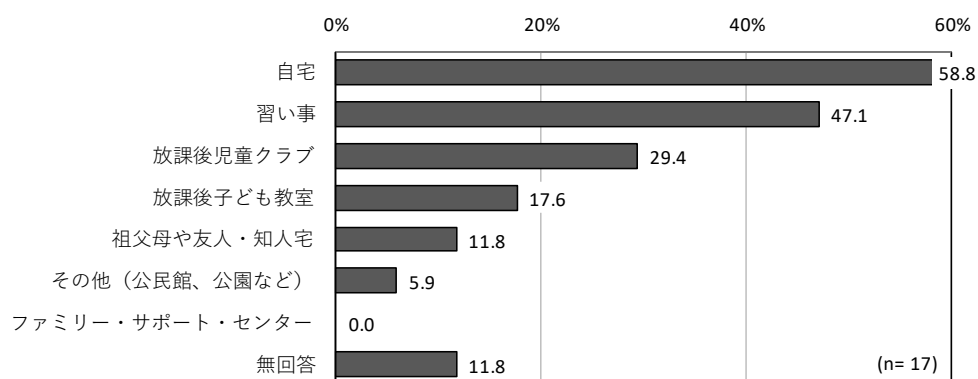


⑧ 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

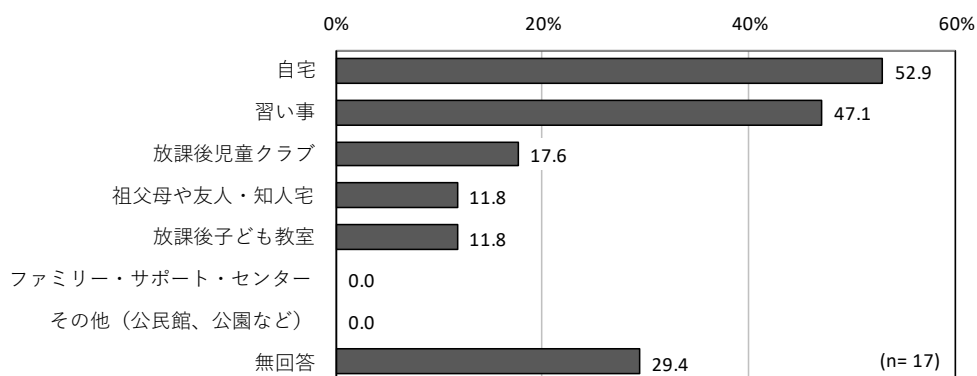
5歳以上のお子さんがある保護者が、小学校低学年の間、お子さんを放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が58.8%で最も多く、次いで「習い事」が47.1%が続いています。また、小学校高学年の間でも「自宅」が52.9%で最も多く、次いで「習い事」が47.1%が続いています。

なお、「放課後児童クラブ」は低学年の間は29.4%、高学年の間は17.6%となっています。

《小学校低学年の間の希望》



《小学校高学年の間の希望》



第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

人・まち・自然いきいきの 地域に見守られ、親と子が健やかに育つまち

第7期羅臼町総合計画では、将来のテーマを「人・まち・自然いきいき知床創生」とし、人口減少や基幹産業である漁業の低迷による将来を見据え、“選択と集中”のサービス提供を行ってきました。協働のまちづくりを基本方針に、自助・共助・公助の考え方でまちづくりを進めていくこととしています。

本計画においても、総合計画の理念に従って、自然豊かな本町で、地域の方々に見守られ、支えられ、親子が育ち、育てられる支援体制を整備していくことを基本理念といたしました。

そのためには、父母やその他の保護者は、家庭は教育の原点であり、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた、子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要です。

少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うために、子どもの健やかな成長と子育て家庭の子育てを地域ぐるみで応援していくこととします。

本計画では基本理念を実現するために、第1期計画を引き継ぐものとし、次の5つを基本目標に町民と協働しながら関連する施策・事業に積極的に取り組みます。

2. 基本的視点

(1) 地域における子育て支援

子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てできるよう、各種の保育サービスの充実や経済的支援を進め、子育て中の親たちがさまざまな年代の子育て経験のある方々と自由に交流し、助け合えるような場所や機会を提供するなど、地域の方々も参加した子育て支援体制を推進します。また、これらサービスを実施していくために必要となる人的体制などを含めた検討をしていきます。

(2) 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進

母性の健康を保持し、子どもが健やかに生まれ成長していくため、妊娠から出産、また子どもの成長の過程に応じて切れ目のない適切な母子保健サービスを提供できるよう、疾病の早期発見・早期治療・事後指導など母子の健康管理に努めます。さらに、出産や育児についての情報提供や医療機関との連携に努めていきます。

(3) 安心・安全な子育て生活環境の整備

羅臼町の豊かな自然環境は他に誇れる特性があり、次世代に継承すべき貴重な資源です。その中で、子ども同士や親子で楽しく遊べる公園や屋内施設など子育て中の親子が楽しく集える拠点として、既存施設の有効活用や学校施設など地域開放を推進していきます。さらに、子どもの命と安全を守るため、幼稚園児及び学校等の防災・防犯体制の確保や安全教育の推進を図ります。

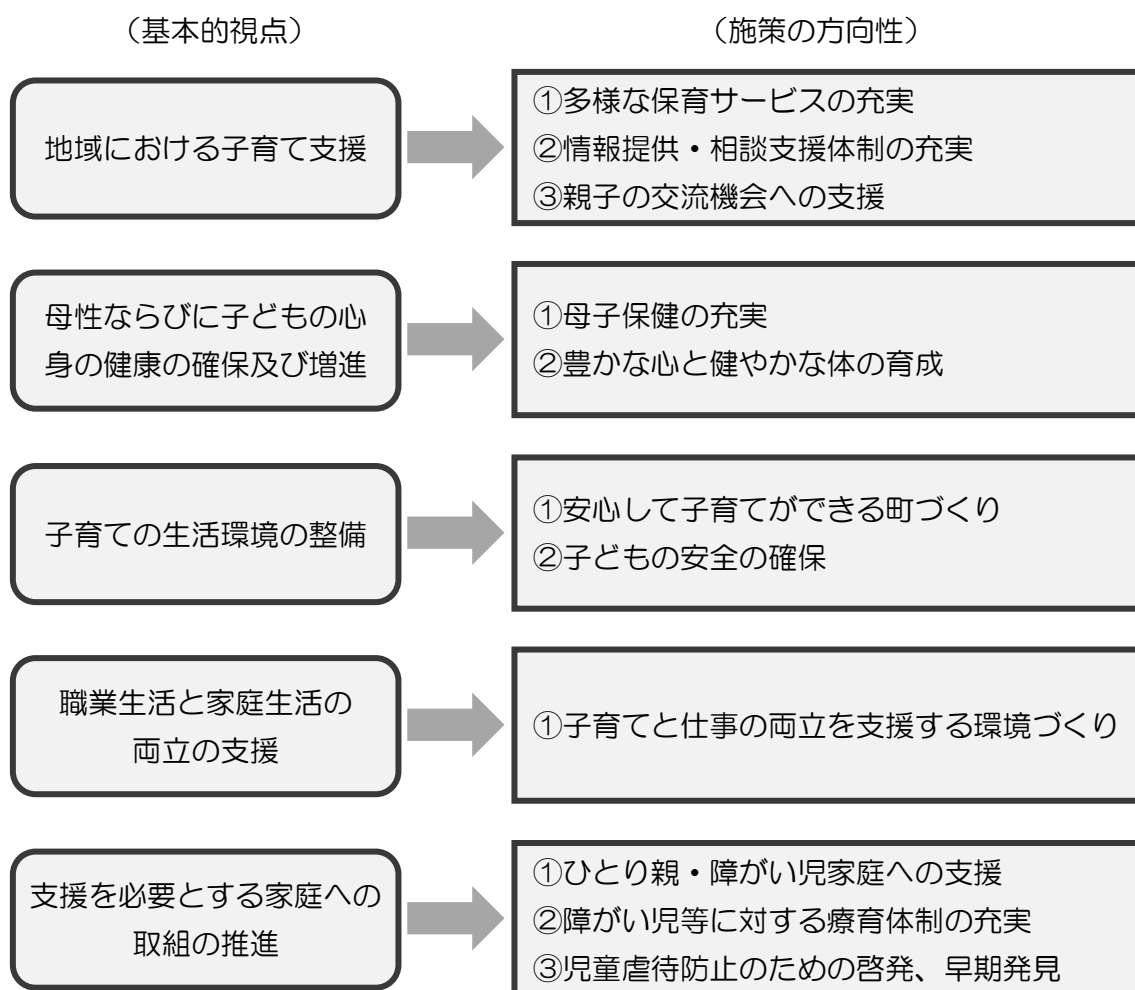
(4) 職業生活と家庭生活の両立の支援

すべての家庭と子どもの子育てと子育てを地域全体として支えていくため、すべての町民の意識高揚を図り、仕事と子育てを両立させる環境づくりに取り組みます。

(5) 支援を必要とする子どもへの取組の推進

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるよう、様々な関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、障がいのある子どもやその疑いのある子どもと家庭への支援など、支援体制の充実に努めます。

【施策の体系】



3. 各施策の展開

(1) 地域における子育ての支援

① 多様な保育サービスの充実

幼稚園による通園児の預かり保育、各小学校の空き教室を利用した放課後児童クラブの充実を図ります。また、町内唯一の民間による0歳児からの認可外保育施設「ちゅーりっぷ保育園」との連携を図り、保育環境の確保に努めます。

② 情報提供・相談支援体制の充実

現在の子育て支援センターや保健福祉課、各幼稚園や教育委員会での相談支援体制を強化し、妊娠期からの切れ目のない、さまざまな不安や悩みの解消を図るため相談窓口の設置を実施します。

③ 親子の交流機会への支援

現在、町内の約8割の就園前の親子の交流の場となっている、子育て支援センター事業の更なる充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
①多様な子育て支援サービスの充実	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者のいない家庭の学童保育 ・各小学校に開設 	保健福祉課
	預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における預かり保育 ・子育て支援センターにおける一時預かり保育 	教育委員会・幼稚園 子育て支援センター
	認可外保育施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実、情報交換等 	保健福祉課
	高齢者・若い世代の人材活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てボランティアの育成 ・各学校の体験等の受け入れ 	子育て支援センター、 保健福祉課
②情報提供、相談体制の充実	妊娠・出産・子育ての悩み等の相談体制・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、来所等での相談 ・各事業等での周知 ・子育て包括支援センターの開設 	子育て支援センター、 保健福祉課、 教育委員会・幼稚園
	民生児童委員との連携による身近な相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員による訪問への協力 	保健福祉課
	子育て支援ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援関係団体との情報交換会 	子育て支援センター、 保健福祉課
	保健福祉事務所、児童相談所等専門機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・各会議、ケース検討などの参加要請 	保健福祉課
③親子の交流機会の充実	子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・センター開放事業の継続実施 ・各種子育て支援事業の実施 ・子育て支援ガイドブックの作成 ・パパの日の開催 	子育て支援センター、 保健福祉課

新・放課後子ども総合プラン（平成30年9月14日策定）文部科学省・厚生労働省

〈目的〉共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後児童教室の両事業の計画的な整備等を推進するため下記の通り目標を設定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進める。

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに契約30万人分の受け皿を整備。
- すべての小学校区で、両事業を一体的にまたは連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万か所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子供の主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

※ 羅臼町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進を、既存教室の活用を行いながら子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

また、就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉等様々な分野が関わっています。今後、放課後児童クラブや放課後教室※1を推進していくためには、教育委員会と保健福祉課が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、継続事業実施が可能となるよう、関係各機関への働きかけを行っていきます。

※1 放課後子供教室

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動を支援するものです。

(2) 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進

① 母子保健の充実

平成30年3月に策定した「羅臼町母子保健計画」を基本とし、妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り、医療連携の必要な場合は連携に努めていきます。

② 豊かな心と健やかな体の育成

平成30年度に立ち上げた、教育委員会、保健福祉課、各幼稚園と連携した横断的な組織「羅臼町子どもの自律・親育ち応援チーム 緒むすび」の活動を継続し、町の子供たちの発育や発達段階に合わせた親としての関わりや健康課題の解決に向けた取り組みを実施します。

【具体的な施策・事業】

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
① 母子保健の充実	母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> 手帳の交付 リスクアンケート、健康相談等 	保健福祉課
	妊産婦健康診査、新生児聴覚検査の助成	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分、精密検査 産婦健康診査 2 回分 新生児聴覚検査 1 回分 	保健福祉課
	産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> 中標津町 母乳育児相談室ここ、町立中標津病院による産後ケア事業の助成 	保健福祉課
	赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> 保健師による家庭訪問 	保健福祉課
	乳幼児健診	<ul style="list-style-type: none"> 対象：3～5 か月児、9～11 か月、1 歳児、1 歳 6 か月、3 歳 小児科医、歯科医の健診 保健師、栄養士、歯科衛生士による相談等 	保健福祉課、子育て支援センター
	Baby's ランチ（離乳食教室）	<ul style="list-style-type: none"> 対象：3～4 か月、9～10 か月 栄養士による離乳食の講話、実習等 歯科衛生士の講話、保健師の相談等 	保健福祉課、子育て支援センター
	乳幼児相談	<ul style="list-style-type: none"> 対象：5～7 か月、2 歳 保健師、栄養士、歯科衛生士による相談指導 乳児相談では公民館図書司書によるブックスタート 	保健福祉課、教育委員会、子育て支援センター
	歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般フッ素塗布事業 歯科表彰(3 歳児健診、幼稚園年長児で虫歯のないお子さんとその家庭) フッ化物洗口事業（幼・小・中） 幼稚園や依頼のあった学校での歯みがき指導 	保健福祉課、教育委員会、各幼稚園、各小中学校
	定期予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種の周知、スケジュールの調整等の相談 接種は医療機関に委託 	保健福祉課
	電話、来所、訪問相談	<ul style="list-style-type: none"> 希望等に応じ、随時実施 	保健福祉課
	医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、個別に医療機関と連携 	保健福祉課
	園児・児童・生徒への肥満対策	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の養護教諭との連携 小・中学生の肥満度 20%以上の希望者 血液検査 保健師、栄養士による指導 	保健福祉課、幼稚園、各学校

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
②豊かな心と健やかな体の育成	親育ち応援チームの活動	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣アンケートの実施 課題に応じた対策（メディアの使い方、健康課題）など 	教育委員会、幼稚園、保健福祉課、子育て支援センター
	養護教諭・保健師との連携	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭・保健師との情報交換会 学童・生徒の肥満対策 	各学校、保健福祉課
	生命や性、タバコ等に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・栄養士等による各学校での健康教育 赤ちゃん等のふれあい体験の受け入れ 	各学校、保健福祉課、子育て支援センター
	幼稚園・保健師・栄養士の連携	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園と保健師との情報交換会 幼稚園と栄養士との連携(肥満対策等) 	各幼稚園、保健福祉課
	社会教育と保健事業の連携	<ul style="list-style-type: none"> ブックスタート事業（乳児相談、ちいさい子のおはなし会など） 家庭教育学級の開催 	教育委員会、保健福祉課、子育て支援センター



(3) 子育ての生活環境の整備

① 安心して子育てができるまちづくり

親子や子ども同士がふれあえる場として、子育て支援センターや各地区の公園など身近な遊び場の確保に努めるとともに、地域の既存施設の有効活用と柔軟な施設運営を図り、子どもがその自主性にもとづき自由に楽しく集い遊ぶことができる場の確保に努めます。

② 子どもの安全の確保

子どもにとって安心なまちづくりを確保していくため、防災無線や広報を活用して啓発強化を進めます。

また、交通事故による輪禍を防止するため、子どもや子育て家庭などに対する交通安全意識の啓発に取り組みます。

③ 防災対策

様々な災害の可能性のある本町において、生命を守ることを最優先に、子どもたちへの防災教育に努めるとともに、妊婦さんの情報を関係機関と共有するなど有事に備えます

【具体的な施策・事業】

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
①安心して子育てができる町づくり	身近な遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・町管理の各地区の公園の遊具の点検、修繕 ・幼稚園の園庭開放の実施 	保健福祉課、建設水道課、教育委員会
		<ul style="list-style-type: none"> ・地域の既存施設の有効活用の検討 	保健福祉課、建設水道課、教育委員会、産業創生課
②子どもの安全の確保	熊出没や不審者等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線等での情報提供 ・広報等を活用した防止啓発 ・地域と連動した取り組みの推進 	総務課、教育委員会、産業創生課
	安全な道路環境の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な通学路の確保(特に冬期間) 	教育委員会、建設水道課
	交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、学校等での交通安全教室の開催 ・交通指導員の確保 	生活環境課、教育委員会
	「子ども110番の家」「子ども110番の車」	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの緊急避難のための家・車の登録(普及・啓発) 	教育委員会
③防災対策	妊婦情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課、消防署、診療所と妊婦の情報を共有し、有事に備える 	保健福祉課、消防署
	妊婦宿泊費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診で入院の必要はないが、悪天候などで帰町することが難しい場合に3泊まで助成 	保健福祉課
	防災意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、学校、地域による防災教育の実施 	教育委員会、幼稚園、総務課

(4) 職業生活と家庭生活の両立の支援

① 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

子育てがしやすい社会環境づくりの一貫として、子育て中の労働者が男女ともに育児休業を取得しやすく、また、職場復帰しやすい環境を整備されるよう、事業所への啓発や利用者への制度利用を促進します。

また、就労等により昼間保護者がいない家庭に対する保育体制の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
①子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	就業女性の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時の就業状況聞き取り 妊娠休暇制度や育児休業制度の説明と事業所の状況確認 	保健福祉課
	事業所等への周知	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業制度等の周知 	産業創生課、保健福祉課
	預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園における預かり保育事業 	教育委員会（幼稚園）
	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 昼間保護者のいない家庭の学童保育 	保健福祉課

(5) 特別な援護を要する家庭への支援

① 支援を必要とする家庭への取組の推進

児童虐待に関する啓発に努め、その防止を図るとともに、地域や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見体制、虐待を受けた子どもの適切な保護体制など、児童虐待に関する施策に取り組みます。

障がいのある子どもや疑いのある子どもの療育の支援体制の充実を図るため、子ども発達支援センター体制の強化を図っていきます。

【具体的な施策・事業】

施策の方向性	事業名	事業内容	担当課
① 支援を必要とする家庭への取組の推進	ひとり親、障がい児家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種手当の周知 	保健福祉課
	障がい児等に対する療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子ども発達支援センター機能の充実 関係機関との連携 教育支援委員会による適切な就学及び教育的支援 育ちの手帳「こんぱす」の活用 	子ども発達支援センター、保健福祉課、教育委員会
	児童虐待防止のための啓発、早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会の開催 各事業での啓蒙及び見守り強化 こんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問の実施 養育者支援システムの活用 虐待予防スクリーニングの実施 関係機関との連携 	保健福祉課、教育委員会

第 4 章

子ども・子育て支援施策

第4章 子ども・子育て支援施策

1. 子ども・子育てサービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」の二つに大別されます。

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、昨年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付（新設：10月1日～）	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金		
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

2. 「量の見込み」の算出について

(1) 「量の見込み」の算出項目

	分類	量の見込み算出項目
教育・保育事業		<3歳以上> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定（幼稚園及び認定こども園） ・2号認定（保育所及び認定こども園）
		<3歳未満> <ul style="list-style-type: none"> ・3号認定[0歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育） ・3号認定[1・2歳児]（保育所及び認定こども園＋地域型保育）
地域子ども・子育て支援事業	アンケート調査結果から「量の見込み」を算出する項目	延長保育事業
		放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
		子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
		地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）
		一時預かり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり（幼稚園型） ・上記以外の一時預かり（幼稚園型以外）
		病児保育事業
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	アンケート調査によらず「量の見込み」を算出	利用者支援事業
		妊婦健康診査
		乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業
	「量の見込み」の算出の必要なし	実費徴収に係る補足給付を行う事業
		多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(2) 「量の見込み」算出の流れ

算出の流れ	算出内容
1. 家庭類型の分類	アンケート結果から家庭類型を分類（ひとり親家庭、フルタイム×フルタイム家庭等）
2. 利用意向率の算出	アンケート結果から各事業の利用意向率を家庭類型ごとに算出
3. 将来児童人口推計	住民基本台帳人口を基に、将来の児童人口を推計
4. 「量の見込み」の算出	上記②と③を掛け合わせ、「量の見込み」を算出

※ なお、現在検討している小学校及び幼稚園の適正配置計画の状況によっては、確保方策が変更となる可能性があります。

3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

4. 人口推計結果

推計人口からは、令和2年に406人（就学前委児童177人、小学生220人）だったものが、令和6年には330人（就学前児童140人、小学生190人）に減少することが見込まれます。

単位：人

年齢	推計値				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
0歳	28	26	24	23	21
1歳	24	28	26	24	23
2歳	31	24	27	25	23
3歳	35	30	23	26	24
4歳	28	36	30	23	26
5歳	31	27	35	29	23
就学前計	177	171	165	150	140
6歳	33	31	27	35	29
7歳	39	33	31	27	35
8歳	47	38	32	30	26
9歳	40	46	38	32	30
10歳	32	40	46	38	32
11歳	38	32	40	47	38
小学生計	229	220	214	209	190
合計	406	391	379	359	330

（児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました）

5. 教育・保育事業の「量の見込み」

(1) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

単位：人

	実績	量の見込み				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1号認定	45	45	45	43	38	35
2号認定で 教育の意向強い	44	44	44	42	37	35
合 計	89	89	89	85	75	70
確保方策		100	100	100	100	100

<確保方策>

現状の2つの幼稚園での受入を継続します。

(2) 保育施設（保育所・認定こども園）

単位：人

	実績	量の見込み				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
2号認定 (3歳以上)	3	3	3	3	3	2
3号認定 (1・2歳)	11	9	9	8	8	8
3号認定 (0歳)	2	2	2	2	2	2
合 計	16	14	14	13	13	12
確保方策		17	17	17	17	17

<確保方策>

本町には認可保育施設がないため、民間の認可外保育施設にて受入が継続できるように支援します。

また、認可保育施設の移行について検討します。

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

単位：箇所

	実績	量の見込み				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
基本型・特定型	1	1	0	0	0	0
母子保健型	0	0	1	1	1	1
その他	1	1	1	1	1	1
確保方策		2	2	2	2	2

※「その他」：利用者支援事業以外の取組（自治体窓口による行政サービスを含む）箇所数

<確保方策>

令和3年度より子育て世代包括支援センター（母子保健型）を設置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

単位：人回/月

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	2,369	488	459	453	424	394
確保方策		488	459	453	424	394

<確保方策>

今後も、子育て支援センター「ありんこ」で実施します。

(3) 一時預かり事業

① 一時預かり（幼稚園型）

幼稚園での一時預かり保育を実施している事業

単位：人日

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1号認定	1,354	207	205	194	172	161
2号認定で 教育の意向強い		930	932	892	786	733
合計		1,137	1,137	1,086	958	894
確保方策		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

<確保方策>

引き続き各幼稚園で実施していきます。

② 上記以外の一時預かり（幼稚園型以外）

幼稚園以外の施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業

単位：人日

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	0	813	786	758	689	643
確保方策		0	0	0	0	0

<確保方策>

今後も子育て支援センターで実施する一時預かり事業の充実を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

新生児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

単位：人

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
訪問数	30	28	26	24	23	21

<確保方策>

今後も保健福祉課において対応します（保健師による訪問）。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

単位：人

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
訪問数	12	10	10	10	10	10

<確保方策>

今後も保健福祉課において対応します（保健師による訪問）。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

単位：人日

	実績	量の見込み					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
小学校低学年	0	0	0	0	0	0	
小学校高学年	0	0	0	0	0	0	
合計	0	0	0	0	0	0	
確保方策		0	0	0	0	0	

<確保方策>

現在、本事業の設置はありませんが、社会福祉協議会で登録しているボランティアと託児希望者をマッチングさせる事業を行っています。今後もその事業を活用していき、本事業の必要性を検討していきます。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業、ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

単位：人日

	実績	量の見込み					
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	0	28	27	26	24	22	
確保方策		0	0	0	0	0	

<確保方策>

一定のニーズは見込まれますが、本町には児童養護施設等がなく、子育て短期支援事業の実施は難しいと思われます。

(8) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

単位：人

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	0	0	0	0	0	0
確保方策		0	0	0	0	0

<確保方策>

現在、本町には認定こども園、保育所がないため実施しておりません。幼稚園での事業拡大など検討していきます。

(9) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業

単位：人日

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
利用者数	0	146	141	136	124	116
確保方策		0	0	0	0	0

<確保方策>

一定のニーズが見込まれますが、本町の病院には小児科はなく、専用スペースもないことから実施は厳しいと考えられます。

(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

単位：人

	実績	量の見込み				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
1年生	7	7	7	6	9	7
2年生	14	7	7	7	6	9
3年生	5	12	6	6	6	5
4年生	5	3	6	3	3	3
5年生	1	4	2	5	2	2
6年生	0	1	3	1	3	1
合計	32	34	31	28	29	27
確保方策		40	40	40	40	40

<確保方策>

引き続き、羅臼小学校・春松小学校で実施します。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

単位：人回

	実績	量の見込み				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	2018年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
実人数	29	28	26	24	23	21
健診回数	317	392	364	336	322	294

<確保方策>

今後も保健福祉課において、医療機関等で使用できる受診券を現状通り発行します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

<確保方策>

令和元年は副食費のみの免除を実施しましたが、今後教材費等の免除についても検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

<確保方策>

本町の地理的状況などにより、積極的な民間事業者への参入の可能性は低いと考えられます。今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

「羅臼町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、第1期同様の推進体制で年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・道などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 羅臼町子ども・子育て会議

羅臼町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置付けられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年目標事業量の達成状況などを把握、PDCAサイクル※を確実にいき、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

※ PDCAサイクルとは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。点検し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりをもっていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが協力して地域での子育て支援を推進します。

2. 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけのなかで社会の一員としていくために必要な基本的な生活習慣や社会的模範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割をもち、男性と女性が共に家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識をもることが必要です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちとの関わりをもち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 幼稚園や学校などの役割

幼稚園・学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団のなかで生活する上での基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と充分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性をはぐくむことが必要です。

また、学校教育のなかでは、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義の学びをとおして、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加するなかで、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域、企業などの理解を得、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性などを広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

資 料 編

羅臼町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、羅臼町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 子育て会議に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

羅臼町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

No.	区分	氏名	町名	所属団体	備考
1	子ども・子育て支援に関する学識経験者	山本啓治	知昭町	羅臼町教育指導主幹	
2	子ども・子育て支援に関する学識経験者	工藤 崧	八木浜町	春松幼稚園園長	会長
3	子ども・子育て支援に関する学識経験者	萬屋志都子	本町	羅臼町民生委員・児童委員協議会	副会長
4	子ども・子育て支援に関する事業従事者	佐藤裕子	礼文町	羅臼町放課後児童クラブ館長	
5	子ども・子育て支援に関する事業従事者	川端奈緒美	知昭町	ちゅーりっぷ保育園園長	
6	子ども・子育て支援に関する事業従事者	井口幸恵	船見町	羅臼町社会福祉協議会	
7	子ども・子育て支援に関する事業従事者	四十物恵美	知昭町	春松幼稚園PTA役員	
8	子ども・子育て支援に関する事業従事者	東條麻都加	岬町	羅臼幼稚園PTA役員	
9	子ども・子育て支援に関する教育・保健関係者	平田 充	緑町	教育委員会学務課長・社会教育課長	
10	子ども・子育て支援に関する教育・保健関係者	岩見真紀子	礼文町	保健福祉課保健師	

第2期 羅臼町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発 行 令和2年3月
企画・編集 羅臼町 保健福祉課
〒086-1892
北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83
TEL 0153-87-2161
[http:// www.rausu-town.jp/](http://www.rausu-town.jp/)
